

応用美術の著作物性

東京地裁令和6年7月2日判決（令和5年（ワ）5412号）
（最高裁ホームページ）

知的財産法研究会
大和ハウス工業株式会社法務部
弁護士 今田 早紀

第1 事案

1 概要

本件は、原告が、被告らがガラス製保存容器を制作、販売等する行為は、原告の著作権（複製権又は翻案権、譲渡権）及び著作者人格権（氏名表示権）を侵害するとして、被告らに対し、①著作権法（以下「法」という。）112条1項に基づき、被告各作品の制作等の差止めを、②同条2項に基づき、被告各製品の廃棄を、③共同不法行為に基づき、損害賠償金500万円及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 前提事実

(1) 当事者等

ア 原告は、熊本県上天草市において、屋号を「P4」として、木工製品を制作販売する個人事業主である。

イ 被告P2は、広島市所在の「P5」（以下「被告店舗」という。）を運営し、同店で販売する商品の選択やイベントの企画を行う者である。また、株式会社P6は、「P7」と被告店舗を運営するところ、被告P2の妻P8は、被告P2とともに同社の運営に関与している。

ウ 被告P3は、広島市において、屋号を「P9」として、ハンドクラフトインテリアやキッチンアイテムのアトリエを営む個人事業主である。

(2) 原告作品及び被告作品